教職員人事・定数管理システム開発・運用業務委託落札者決定基準

1．共通事項

（1） 落札者は、次に示す計算式により算定された「総合点」の最も高い者とする。
「総合点」は、3,000 点満点とし、得点配分については、「技術点」を 2,000 点満点、「価格点」を 1,000 点満点とする。

総合点 （3,000 点満点）	＝	技術点 （2,000 点満点）	＋	価格点 （1,000 点満点）

（2） 提案内容の評価（「技術点」）
「技術点」とは、「提案書評価表」（別紙）に基づいて、その内容を後に示す採点方法を用いて評価するものである。

（3） 入札価格の評価（「価格点」）
「価格点」とは、入札価格を後に示す計算式を用いて評価するものである。

（4） 有効数字について
「技術点」及び「価格点」の算出にあたっては、小数点第 1 位までを有効とし、小数点第 2 位以下は、四捨五入する。

（5） 「総合点」の最も高い者が 2 者以上あるとき（同点のとき）の対応
ア．入札参加者それぞれの「技術点」、「価格点」が異なる場合 「技術点」が高い者を落札者とする。
イ．入札参加者それぞれの「技術点」、「価格点」が同じ場合
くじにより落札者を決定するものとする。この場合において、当該者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に全く関係のない本県職員にくじを引かせるものとする。

（6） 政府調達に関する協定第 13 条の 4 (a)の規定により、低入札価格調査を実施することがある。

2．技術点について
「技術点」は、提案書の内容について、以下の手順で採点を行う。

（1） 提案書の分類と各配点について
提案書の内容と評価については「提案書評価表」（別紙）のとおり分類と配点を設定する。

（2） 「技術点」の算出方法
提案を求める評価項目単位に絶対評価で評価を行う。
ア．「項目加重点」の考え方
提案を求める評価項目単位の重要度に応じて、「提案書評価表」（別紙）に規定するところに従い、項目加重点を設定する。

イ．「項目評価点」の考え方

提案を求める評価項目ごとに５点満点で評価する。

項目が小項目に分かれている場合は、各項目を５点満点で評価し、それぞれを加重した上で、合計点を当該項目の点数とする。

提案を求める評価項目について記述がない場合、又は仕様書要件具備確認表に規定する必須の機能要件について対応不可であり、かつ十分な代替措置がない場合には、当該項目は「０点」とする。

ウ．「技術点」の計算

「技術点」の計算は以下の式で行う。

① 項目技術点＝項目加重点×項目評価点

② 技術点＝各項目技術点の合計

３．価格点について

入札価格に基づく「価格点」は次のように算出する。

価格点＝1,000×｛1－(入札価格×１．１０)／予定価格｝

４．失格基準について

以下の場合には、落札者としない。

（１） 「項目技術点」に０点の項目がある場合（独自提案項目を除く。）

（２） 予定価格に１１０分の１００を乗じて得た額の範囲内の価格を超えて入札をした場合

（３） 予定価格の上限を超えた見積書又は各年度の予算を超えた見積書を提出した場合

（４） 入札書に記載された価格と見積書に記載された価格が異なる場合